

**札幌市都市公園の維持管理に関する協定における
費用見直し等に関する確認書（藻南公園等）**

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び札幌市都市公園条例（昭和 32 年条例第 3 号）第 29 条第 1 項の規定に基づき、平成（又は令和）平成 31 年 3 月 12 日付けで札幌市（以下「甲」という。）及び藻南・石山・常盤・さくらの森グループ（以下「乙」という。）が締結した札幌市都市公園の維持管理に関する協定書（以下「原協定書」という。）第 27 条、第 38 条及び別表の規定に基づき、令和 4 年 1 月から令和 5 年 3 月に発生した経費の変動等について協議を行い、次のとおり合意したことを確認する。

第 1 条 協定により乙が管理する施設において、令和 4 年 1 月 27 日から令和 4 年 10 月 31 日までの期間における、キャンセル料返金等対応に伴う利用料未収額・減収額分について指定管理費を見直すこととし、甲は乙に対し「金 72,000 円」を支払う。

第 2 条 協定により乙が管理する施設において、令和 4 年 4 月から令和 5 年 3 月までの期間における、光熱費高騰分について指定管理費を見直すこととし、甲は乙に対し「金 434,000 円」を支払う。

上記合意事項の内容を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各 1 通を所持する。

令和 5 年 3 月 24 日

(甲) 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

札幌市

代表者 市長 秋元克広



(乙) 札幌市白石区平和通 14 丁目北 2 番 16 号

藻南・石山・常盤・さくらの森グループ

代表者 横浜植木株式会社北海道支店

取締役支店長 喜多伸

